

雨水浸透阻害行為許可等のための  
雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

(新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編)

※逢妻川の流域は境川流域に含まれることから、本指針内の表記は〔 〕書きとしています。



平成 29 年 10 月 改訂

愛知県 建設部 河川課

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

平成17年11月		初版
平成22年11月	8日	改訂
平成23年	4月15日	改訂
平成23年	7月1日	改訂
平成24年	4月1日	改訂
平成25年	4月1日	改訂
平成29年	10月1日	改訂

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針  
(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)  
－利用の手引き－

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（以下「技術指針」と称する）は、雨水浸透阻害行為許可等において実施される雨水貯留浸透施設についての技術的指針を示すことにより、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。

以下に技術指針についての概要と利用の手引きを示す。

本技術指針は、【本編】と【設計資料編】の2編で構成されている。

【本編】は、許可申請に必要な法律や遵守しなければならない基準等を申請の流れに沿ってとりまとめたものである。

【設計資料編】は、【本編】に記載されている事項について、細部の補足説明、具体的な設計例及び工法の使用例を示すなど、参考書的な構成としている。そのため、【本編】と同一の表題が【設計資料編】にも記載されている項目については、内容を併せて確認されたい。

【本編】の概要は以下の通り

- 第1章： 技術指針の目的と用語の定義について解説を示す。
- 第2章： 雨水浸透阻害行為許可の要否の判断等を示す。
- 第3章： 対策施設の規模の決定等に関する事項を示す。
- 第4章： 雨水貯留浸透施設の種類、構造、材料等を示す。
- 第5章： 許可申請に係る一連の流れと申請時に提出する書類について解説を示す。
- 第6章： 施工時の留意事項を示す。また、対策工事の完了後に行われる、完了検査の解説を示す。
- 第7章： 浸透施設と貯留施設の維持管理について、留意事項を示す。

【設計資料編】の概要は以下の通り

- 第1章： 【本編】第2章にあたる、雨水浸透阻害行為許可の要否の判断等を示す。
- 第2章： 【本編】第3章にあたる、対策施設の規模の決定等に関する事項を示す。  
【本編】第3章の内容に加え、調整池容量計算システムによる計算方法を示す。

- 第3章： 【本編】第4章にあたる、雨水貯留浸透施設の種類及び貯留施設と浸透施設の併用について示す。
- 第4章： 【本編】第4章にあたる、対策工事で設置する浸透施設について、構造や材料及び浸透施設の浸透量の計算法等を示す。
- 第5章： 【本編】第4章にあたる、貯留施設の種類、構造、材料等を示す。
- 第6章： 調整池容量システムのインストール方法やシステムを用いた設計法について、3つのケースにより解説を示す。
- 第7章： 【本編】第5章にあたる、許可申請に係る一連の流れと申請時に提出する各書類について作成事例を示す。
- 第8章： 【本編】第6章にあたる、施工時の留意事項を示す。また、完了検査の解説を示す。
- 第9章： 【本編】第7章にあたる、浸透施設と貯留施設の、各々の維持管理について留意事項を示す。
- 第10章： 道路事業において、対策施設を設計する方法について解説を示す。

# 雨水浸透阻害行為許可等のための

## 雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

### (新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)

## 本編 目 次

### 第1章 総則

- 1-1 摘要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 1-2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2

### 第2章 雨水浸透阻害行為許可について

- 2-1 特定都市河川流域・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
  - 2-1-1 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可について・・・・・・・・2-1
  - 2-1-2 特定都市河川流域における流域変更の取り扱い・・・・・・・・2-1
- 2-2 雨水浸透阻害の許可を要する行為・・・・・・・・2-3
  - 2-2-1 雨水浸透阻害の許可を要する行為・・・・・・・・2-3
- 2-3 雨水浸透阻害の許可を要しない行為・・・・・・・・2-4
  - 2-3-1 指定時点の既着手行為の取り扱い・・・・・・・・2-4
  - 2-3-2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲・・・・・・・・2-5
- 2-4 雨水浸透阻害行為面積の算定・・・・・・・・2-7
  - 2-4-1 雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件の算定・・・・・・・・2-7
  - 2-4-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順・・・・・・・・2-7
- 2-5 行為区域の判断・・・・・・・・2-8
  - 2-5-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について・・・・・・・・2-8
  - 2-5-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）  
・・・・・・・・2-8
  - 2-5-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断・・・・・・・・2-10
- 2-6 土地利用形態の判断と流出係数・・・・・・・・2-12
  - 2-6-1 土地利用形態の判断・・・・・・・・2-12
  - 2-6-2 行為前の宅地の範囲・・・・・・・・2-12
  - 2-6-3 行為後の宅地の範囲・・・・・・・・2-14
  - 2-6-4 土地利用区分と流出係数・・・・・・・・2-14
  - 2-6-5 土地利用形態と許可対象行為の判断のまとめ・・・・・・・・2-17
- 2-7 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について・・・・・・・・2-18
- 2-8 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置・・・・・・・・2-21

2-9	雨水浸透阻害行為変更許可	2-22
2-9-1	変更の許可等（法第 16 条変更許可、変更届）	2-22
2-9-2	雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為 （法第 18 条変更許可）	2-22

### 第 3 章 技術的基準に適合する設計計算方法

3-1	法律等で規定された対策工事についての技術基準	3-1
3-2	対策工事計画の設計手順について	3-1
3-3	集水区域へ分割	3-2
3-3-1	雨水貯留浸透施設への集水について	3-2
3-3-2	集水区域の設定について	3-2
3-4	流出係数の算定	3-4
3-4-1	土地利用形態ごとの流出係数	3-4
3-4-2	宅地区域における流出係数の設定	3-4
3-4-3	行為前後の流出係数の算定について	3-5
3-4-4	集水区域が行為区域外を含む場合の流出係数	3-6
3-5	基準降雨	3-7
3-5-1	基準降雨	3-7
3-6	行為区域からの流出雨水量の算定	3-10
3-6-1	流出雨水量の算定式	3-10
3-7	対策工事の規模の算定	3-11
3-7-1	必要な対策工事の規模	3-11
3-7-2	対策工事の種類	3-11
3-8	浸透施設の規模の算定	3-12
3-8-1	浸透施設の効果の見込み方	3-12
3-8-2	設計に使用する浸透施設の浸透量の算定方法	3-13
3-8-3	浸透量の算定式で使用する各係数について	3-13
3-8-4	設計浸透量の算定について	3-14
3-9	貯留施設の規模の算定	3-15
3-9-1	貯留規模の算定方法	3-15
3-9-2	既存の防災調整池を経由する対策	3-17

### 第 4 章 雨水貯留浸透施設の構造設計

4-1	雨水貯留浸透施設について	4-1
4-1-1	構造設計の一般事項	4-1
4-1-2	一般事項に適合した具体的な構造設計について	4-1
4-1-3	雨水貯留浸透施設の種類について	4-2
4-1-4	放流先から対策施設への逆流の防止	4-3
4-2	浸透施設について	4-4
4-2-1	浸透施設の構造の要件	4-4

4-2-2	浸透施設の共通材料の仕様	4-5
4-2-3	浸透施設の材料の空隙率	4-6
4-3	貯留施設について	4-7
4-3-1	貯留施設の構造の要件	4-7
4-3-2	放流施設	4-7
4-3-3	自然調節方式の放流孔（オリフィス）の最小口径	4-8

## 第5章 雨水浸透阻害行為に係る手続き

5-1	許可に係る手続きについて	5-1
5-1-1	許可に係る一般的な手続きについて	5-1
5-2	許可申請図書について	5-2
5-2-1	法令で定められている内容	5-2
5-2-2	許可申請の提出書類	5-3
5-2-3	許可申請図書の様式	5-5
5-3	許可申請後の手続き	5-6
5-3-1	（許可者からの）許可又は不許可の通知	5-6
5-3-2	軽微な内容の変更（工期の変更）	5-7
5-3-3	工事着手届	5-7
5-3-4	工事完了届	5-8
5-3-5	工事の廃止届	5-8
5-3-6	（許可者からの）検査済証の交付	5-9
5-3-7	（許可者による）標識の設置	5-10
5-3-8	（許可者による）雨水貯留浸透施設の存置・機能監視	5-11
5-3-9	施設管理者届	5-12

## 第6章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

6-1	雨水貯留浸透施設の施工	6-1
6-1-1	浸透施設の施工について	6-1
6-1-2	貯留施設の施工について	6-1
6-2	完了検査	6-2
6-2-1	完了検査	6-2

## 第7章 雨水貯留浸透施設の維持管理

7-1	雨水貯留浸透施設の維持管理	7-1
7-1-1	浸透施設の維持管理	7-1
7-1-2	貯留施設の維持管理	7-2

# 第1章 総則

## 1-1 摘要

「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）」は、平成18年1月1日付けで特定都市河川流域に指定された一級河川新川流域および平成24年4月1日に指定された二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域において、雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において実施される、雨水貯留浸透施設的设计・施工及び維持管理についての技術的指針を示すことにより、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。

### 【解説】

#### （1）本技術指針の目的

平成15年6月11日に公布、平成16年5月15日に施行された特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項により、愛知県は平成18年1月1日、一級河川新川他6河川を特定都市河川に指定し、併せて一級河川新川流域を特定都市河川流域に指定した。また、平成24年4月1日に二級河川境川他3河川を特定都市河川に、併せて二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域を特定都市河川流域に指定した。これにより新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域内における雨水浸透阻害行為について許可等が必要となった。

雨水浸透阻害行為の許可等に当たっては、法第11条及び政令第8条に定められた技術的基準に従った対策工事（雨水貯留浸透施設）の設置が必要である。

具体的な対策工事の評価方法については、「特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（平成16年5月）」及び「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（案）（平成17年3月）」において、具体的な貯留能力の評価方法が示されており、具体的な浸透能力の評価方法は指針・マニュアルを参考に合理的方法を用いることとされている。本指針では「増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）（雨水貯留浸透技術協会編）」「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（日本宅地開発協会編集）」及び「下水道雨水浸透技術マニュアル（下水道新技術推進機構）」を参考に、浸透能力の評価方法を示した。また雨水貯留浸透施設の材料・構造等の標準的な技術指針も同文献を参考に示した。

ガイドラインは浸透能力の評価に必要な飽和透水係数の設定について、現場試験を標準としている。だが小規模な申請者に対しては過度な負担をさけるため、許可事務に用いる簡易な飽和透水係数の設定を行った。

本技術指針は、法令の技術的基準への適合を評価するため、ガイドライン等を参考に、「雨水浸透阻害行為の許可等のための雨水貯留浸透施設的设计・施工についての技術的指針」を新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編としてとりまとめたものである。

#### （2）適用の範囲

本技術指針は、愛知県知事が許可権者となる雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事に適用するものとするが、道路の透水性舗装に関しては、「道路路面雨水処理マニュアル（案）（平成17年12月）独立行政法人土木研究所編著」を適用するものとする。なお、名古屋市域・豊田市域については、別途名古屋市・豊田市が定める指針によるものとする。

## 1-2 用語の定義

### ■ 本技術指針の出典元・参考文献

本技術指針の出典元及び参考文献については、次のとおりの略称と記号を使用する。

なお、以下に示されないものについては、略称を用いない。

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法…法 **法**
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法施行令…政令 **政**
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法施行規則…省令 **省**
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法施行条例…条例 **条**
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法施行細則…細則 **細**
- ・ 特定河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為許可等事務処理要綱…要綱 **要**
- ・ 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン  
(編著 財団法人国土技術研究センター、監修 国土交通省都市・地域整備局下水道部、河川局)  
…ガイドライン **ガ**
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法の解説(編著 特定都市河川浸水被害対策法研究会)  
…法の解説 **解**
- ・ 増補改訂 雨水浸透施設技術指針(案)(編 社団法人 雨水貯留浸透技術協会)  
…協会指針案 **雨**
- ・ 改定 解説・河川管理施設等構造令(編 財団法人国土技術研究センター)  
…河川構造令 **河**
- ・ 宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説  
(編 社団法人 日本宅地開発協会) …宅地開発指針 **宅**
- ・ 防災調整池等技術基準(案) 解説と設計事例(編 社団法人日本河川協会)  
…防災調整池基準案 **防**

### ■ 特定都市河川

①都市部を流れる河川(河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ)であること

②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること

③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であることのいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間(河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない)を限って指定するものをいう。法第2条第1項 **法ガ**

### ■ 特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。法第2条第2項 **法ガ**

■ 流出雨水量

地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。合理式により算出する。

省令第10条第2項 **省ガ**

■ 浸透施設

雨水の流出抑制を目的として、雨水を地表あるいは地下の浅い所から地中に浸透させる施設をいう。**雨**

■ 貯留施設

雨水の流出抑制を目的として、雨水を一時的に貯留する施設をいう。**ガ**

■ 防災調整池

貯留施設のうち、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。

(法第9条の許可を受けて行う法第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。) 法第2条第7項 **法**

なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。

- ① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。
- ② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。
- ③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。**ガ**

■ 保全調整池

100m<sup>3</sup>以上の防災調整池のうち、法第23条の規定により県知事が指定したものをいう。

法第2条第8項 **法**

■ 雨水貯留浸透施設

浸水被害の防止を目的とする浸透施設及び貯留施設をいい、防災調整池、保全調整池を含む。国、地方公共団体、民間等の設置主体は問わない。具体的には調整池、浸透ます、浸透トレランチ、浸透側溝、地下貯留浸透施設、透水性舗装が該当する。**ガ**

■ 土地利用区分

省令第10条第3項の規定により国土交通大臣が平成16年国土交通省告示第521号で定めた土地利用形態の区分をいう。

・ 宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものである。土地登記簿に記載された地目は判断の参考とするが同義ではない。

- イ 現況において、建物の用に供している土地。
- ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。
- ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。**ガ**

・池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。防災調整池を含む。**ガ**

・道路

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいい、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。**ガ**

・鉄道線路

鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。**ガ**

・飛行場

飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。**ガ**

・宅地等

「宅地等」とは、上に示された宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場をいう。法第2条第9項、政令第1条 **法 政 ガ**

・排水施設が整備されたゴルフ場

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。政令第7条第1項 **政**

・排水施設が設置された運動場その他これに類する施設

運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。政令第7条第1項 **政**

・締め固められた土地

上に示されたものを除き、運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。**ガ**

ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。

・耕地

耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。)を含む。)をいう。**ガ**

・山地

上に示されたものを除き、平均勾配が10%以上の土地をいう。**ガ**

・ 林地・原野

上に示されたものを除き、平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地をいう。 **ガ**

■ 雨水浸透阻害行為

雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。 **法**

- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更 法第9条第1項の1 **法**
- ② 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料により土地を覆うこと）法第9条第1項の2
- ③ ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。法第9条第1項の3、政令第7条第1項 **法 政**
- ④ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）法第9条第1項の3、政令第7条第2項 **法 政**

■ 対策工事

法9条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事等により、行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために申請者が自ら行う工事をいう。法第10条第1項の3 **法 ガ**

■ 対策施設

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設をいう。

■ 保全工事

対策施設の機能を阻害するおそれのある行為に際して、当該機能を保全するための工事をいう。 省令第19条第3項 **省**

■ 対策工事の計画についての技術基準

- ①流出雨水量の最大値が、雨水浸透阻害行為の前より増加しないよう、対策工事の計画が定められていること。
- ②前提とする降雨は、当該特定都市河川流域において、雨水浸透阻害行為面積が1000㎡以上の場合は10年につき1回、500㎡以上1000㎡未満の場合は3年につき1回の割合で発生が見込まれる降雨として、県知事が定めたもの。

法第11条、政令第5条、第8条、省令第9条、条例第2条、**法 政 省 条**

平成23年7月1日愛知県告示第420号、法の解説P. 69 **解**

■ 行為区域

一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲。

■ 雨水浸透阻害行為面積

行為区域の内、流出係数が増加する区域の面積。

## 第2章 雨水浸透阻害行為許可について

### 2-1 特定都市河川流域

#### 2-1-1 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可について

法第3条第1項及び第3項により、愛知県は平成18年1月1日、一級河川新川他6河川を特定都市河川に指定し、併せて一級河川新川流域を特定都市河川流域に指定した。また、平成24年4月1日に二級河川境川他3河川を特定都市河川に、併せて二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域を特定都市河川流域に指定した。

法第9条により、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

なお、名古屋市、一宮市、春日井市、豊田市にあってはそれぞれの市長、その他の市町については愛知県知事が許可権者となる。（平成29年10月現在）

#### ※2-1-1-1 **法条**

#### 【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、図2-1-1, 2-1-2に示すとおりであるが、流域界付近の詳細については、「新川・境川流域総合治水協議会のホームページ」又は県ホームページ「マップあいち」により確認すること。

市町、建設事務所に備え置く1/2,500流域図により確認することもできる。

#### ●新川、境川・逢妻川・猿渡川流域の詳細図

<http://maps.pref.aichi.jp/modules/tinyd0/content/index.php?id=5>

「愛知県ホームページ」又は「新川・境川流域総合治水協議会のホームページ」→  
「マップあいち」→「暮らし・安全」→「特定都市河川流域図」

#### 2-1-2 特定都市河川流域界における流域変更の取り扱い

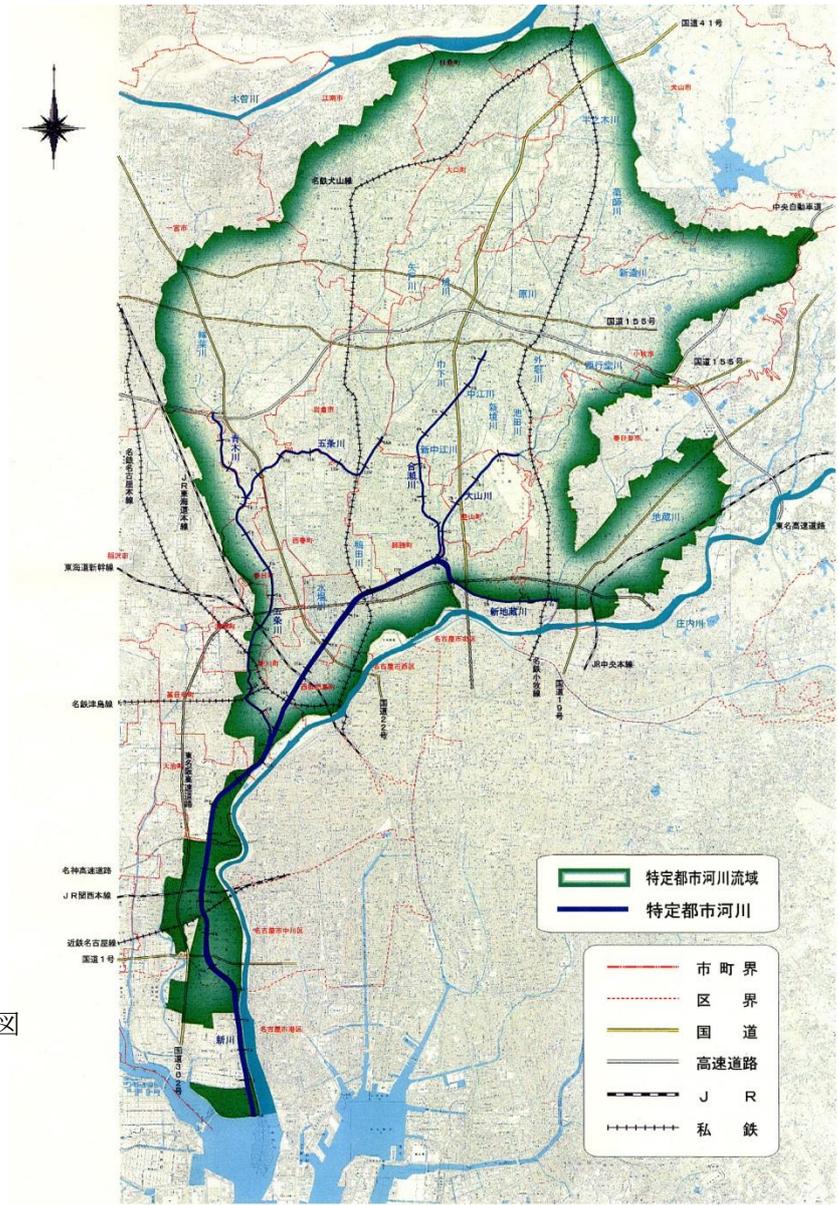
雨水浸透阻害行為による流域界の変更は、基本的に行わないものとするが、やむを得ない場合については、他流域もしくは自流域への流出増がないように対策施設を設置するものとする。なお、500m<sup>2</sup>未満の流域界の変更については、流域変更の取り扱いをしないもの（軽微な変更）とする。

#### ※2-1-2-1

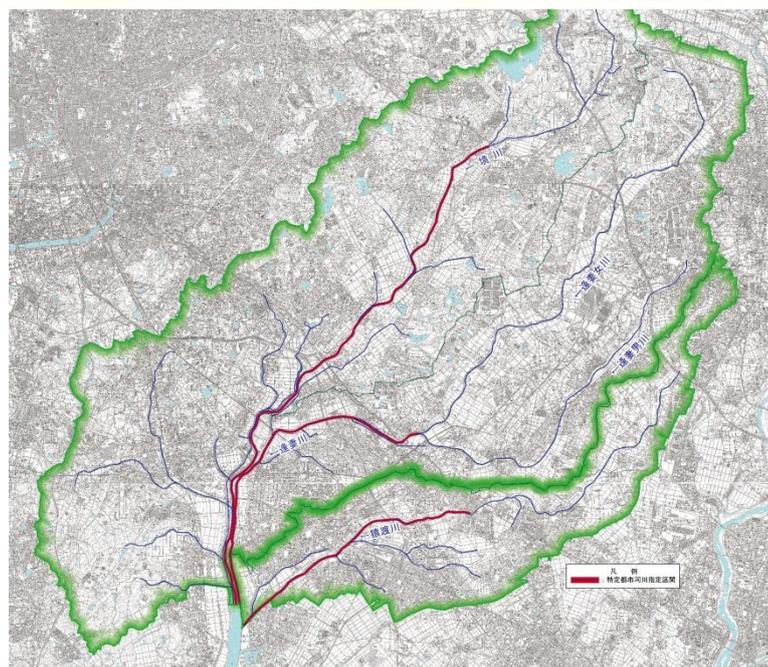
---

※2-1-1-1 特定都市河川、流域指定…平成17年5月31日愛知県告示第491号（新川）  
平成23年7月1日愛知県告示第418号（境川）  
平成23年7月1日愛知県告示第419号（猿渡川）

※2-1-2-1 排水区域等の変更については「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」p70を確認すること。



境川・逢妻川・  
猿渡川流域図  
図 2-1-2



## 2-2 雨水浸透阻害の許可を要する行為

### 2-2-1 雨水浸透阻害の許可を要する行為

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、**500㎡以上**のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不透透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次の行為
  - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
  - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

なお、許可を受けた行為区域、または、その一部を再度、開発する行為は変更許可が必要な行為となるため、500㎡未満においても許可が必要である。

#### ※2-2-1-1 法政条ガ

##### 【解説】

500㎡以上の「雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為(1)～(3)」を行う場合は、許可が必要となる可能性があるということである。許可の要否については、行為前、行為後の土地利用形態の変更と変更する土地の面積（雨水浸透阻害行為面積）により判断する。

雨水浸透阻害行為面積は、行為前に「宅地等以外の土地」が対象であり、ケースによっては一つの開発行為（行為区域）における雨水浸透阻害行為の区域は必ずしも連続せず点在することも想定される。※2-2-1-2 ガ

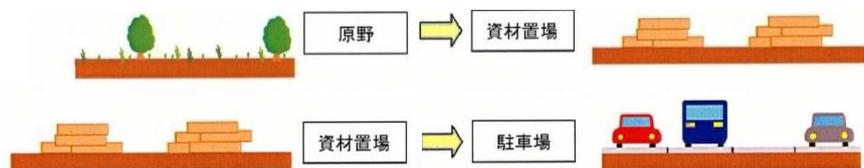


図 2-2-1 許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例（行為後が宅地等以外の土地）

※2-2-1-1 「政令で定める規模（500㎡）」法第9条、政令第5条ただし書、条例第1条  
「次に掲げる行為」法第9条、政令第7条、ガイドラインP. 60

※2-2-1-2 ガイドラインP. 55

## 2-3 雨水浸透阻害の許可を要しない行為

### 2-3-1 指定時点の既着手行為の取り扱い

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次の①～④のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

- ①既に工事に着手している行為
- ②都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ③事業採択されている等既に事業化されている行為（公共事業）
- ④都市計画法事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

#### ※2-3-1-1 **カ**

##### 【解説】

①、②については、法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定日より前に工事着手または許可を得たものが対象となる。この場合、工事着手日がわかる資料や許可証等を基に判断を行う。

③公共事業については、既に事業化されている行為の判断は、国庫補助事業については認可日を、県市町の単独事業については、用地測量契約日をもって既に事業化されている行為と判断し、既着手行為とみなす。※2-3-1-2 **カ**

④事業中または完了した土地区画整理事業の**区域内**については、「近い将来に宅地として利用するために造成されている土地」と判断し、雨水浸透阻害行為にあたらないと判断する。ただし、**土地区画整理事業完了後30年以上経過している場合は**、区域外と同様に「現況の状態」で判断し、既着手行為として扱わない。なお、**完了後とは換地処分が行われた年度末**を表す。

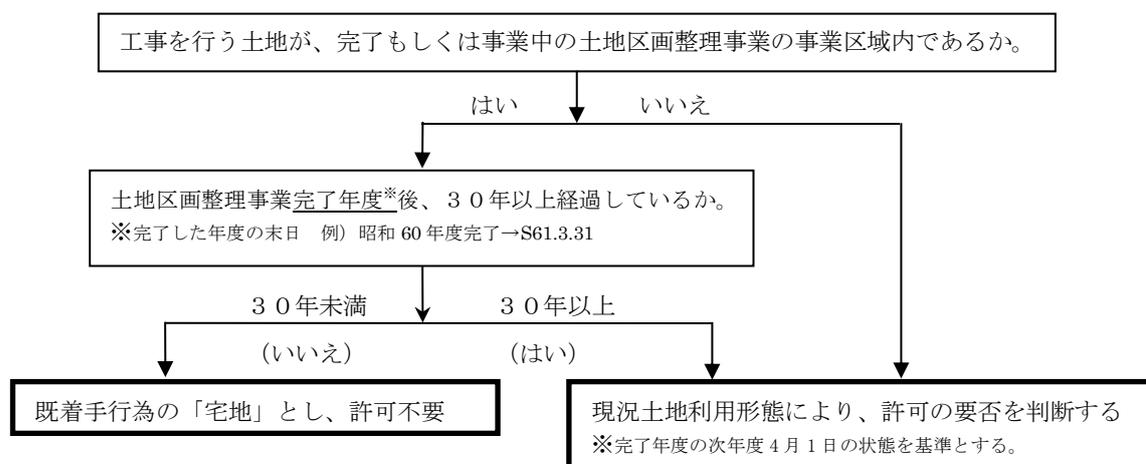


図2-3-1 区画整理事業区域における既着手行為の判断

※2-3-1-1 ガイドラインP.57

※2-3-1-2 ガイドラインP.58 詳しくは該当ページの図参照

## 2-3-2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲

雨水の流出量を抑制する効果の見込まれる「農地・林地の保全を目的として行う行為」や、「土地の一時的な利用に供する目的で行う行為」、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」については許可を要しない。

## ※2-3-2-1 法政力

## 【解説】

## (1) 通常管理行為、軽易な行為

雨水浸透阻害行為の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為は、次に掲げる行為をいうものであること。

## ① 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為

政令第6条に規定する「主として農地又は林地を保全する目的で行う行為」は、次に掲げる行為であること。

## イ 農地を保全する行為

農業農村整備事業等で該当する行為は、次に掲げる行為とすること。

ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、政令第6条に規定する行為に該当しないものであること。

なお、複数の行為を併せて行う事業については、行為ごとに政令第6条の規定に対する該当性を判断するものであること。

- i) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為
- ii) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更又は保全する行為
- iii) 地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為
- iv) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設 (iii) に掲げるものに限る。) を復旧する行為
- v) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路 (拡幅の場合を除く。) 又は地すべり防止施設 (iii) に掲げるものに限る。) を復旧する行為

## ロ 林地を保全する行為

林地を保全する行為は、次に掲げる行為とすること。ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、政令第6条に規定する行為に該当しないものであること。

- i) 森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道 (林道規程に規定する一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。) の新築及び改築  
 なお、一級林道とは林道規程に示された林道の種別であり、その幅員はトラック等での間伐木の搬出等のため、車道幅員4m (地形の状況その他やむを得ない場合にあっては、3m) とされていること。
- ii) 作業道の開設
- iii) 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施 (災害により被災した林地荒廃防止施

設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う工事を除く。）  
iv) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施

※2-3-2-2 **ガ**

## ②既に舗装されている土地において行う行為

既存の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で覆うこと）された土地は、雨水の流出の度合いが高い土地であり、当該土地における補修工事等の行為は許可を要しないこと。

※2-3-2-3 **政ガ**

## ③仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

許可を要しない仮設の建築物の建築、仮設構造物の設置及び仮設道路の設置並びに植栽により森林への復旧を行うことを条件に森林法において許可された一時的な利用に供する目的で行う行為等は、原則としてこれらの仮設物等の設置の期間が1年（建築物の建築又は工作物の設置の工事を施工するため、その工事期間中当該建築物又は工作物に替えて必要となるものとしてこれらの仮設物等を設置する場合にあっては、1年を超えるものであっても建築物又は工作物その他の仮設物の施工上必要と認める期間とする。）を超えないもの又は簡易な基礎構造物により建築又は設置されたものであること。

なお、許可を要しないが、設置期間が1年を超え長期間に及ぶ場合は、事業者により、法第5条に規定する雨水の一時的な貯留又は地下への浸透の努力義務に基づき、当該期間に限った仮設の流出抑制対策が行われることが望ましいこと。

※2-3-2-4 **政ガ**

## ④その他

農業用のビニールハウス、ガラスハウスの設置が、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の転用に当たらないと都道府県農地担当部局若しくは農業委員会が判断する場合については、法第9条ただし書に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為に該当すること。

※2-3-2-5 **ガ**

## (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

非常災害のために必要な応急措置とは、災害直後において緊急かつ応急的に行われる一時的な仮復旧及び時間的、地形的合理性の観点から緊急かつ応急的に行われる本復旧をいうこと。また、河川等の水防活動並びに施設及び設備の応急復旧は、雨水浸透阻害行為の許可を要しないこと。

※2-3-2-6 **法ガ**

---

※2-3-2-1 法第9条ただし書、政令第6条

※2-3-2-2 ガイドラインP.63, 64 ※2-3-2-3 政令第6条第2項 ガイドラインP. 64

※2-3-2-4 政令第6条第3項 ガイドラインP. 65

※2-3-2-5 ガイドラインP. 65 行為後農地でなくなる場合は許可が必要

※2-3-2-6 法第9条ただし書 ガイドラインP. 65

## 2-4 雨水浸透阻害行為面積の算定

### 2-4-1 雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件の算定

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件は、行為区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とする。

※2-4-1-1 **カ**

### 2-4-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

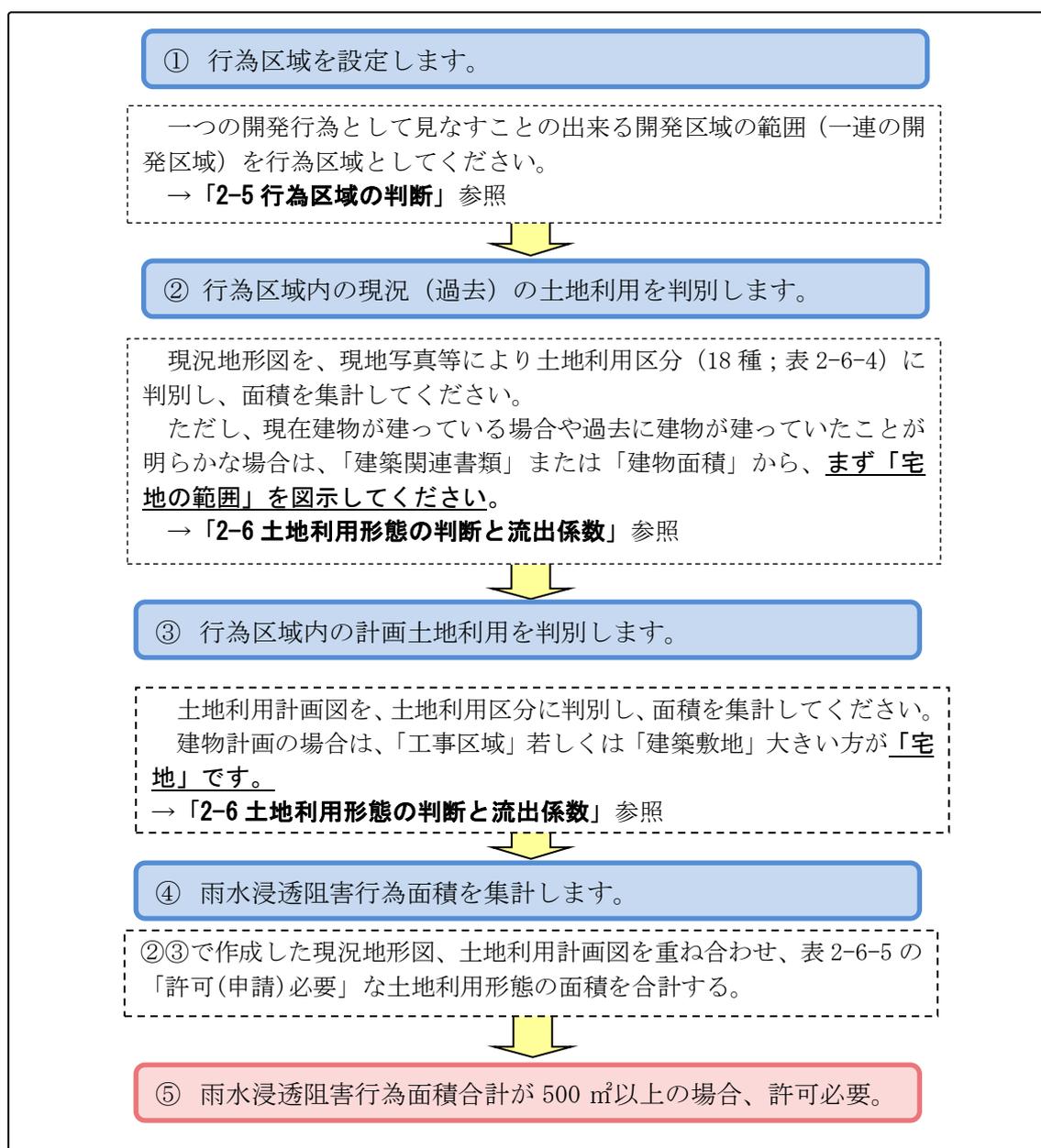


図2-4-1 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

## 2-5 行為区域の判断

### 2-5-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について

行為区域とは、一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲とする。  
雨水浸透阻害行為の面積の算定及び雨水浸透阻害行為許可は、行為区域について行う。

#### ※2-5-1-1 **カ**

##### 【解説】

実際の開発には様々な状況が存在するが、それらに出来る限りの公平性と明確性を確保した上で許可事務を行わなければならない。

行為区域の設定は公平性確保の要である。意図的又は書類上のみの分割工事を全て許可不要とすれば、公平性は確保されない。

2-5節は、「一つの開発として見なすことのできる開発区域の範囲」について、具体的に判断するための基準を示した。これは、公平性の確保のため最低限必要なものと考えている。

### 2-5-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）

隣接する複数の雨水浸透阻害行為の一連性の判断は次の①～⑥の要素を判断材料に、フロー図2-5-1により判断する。一連の行為は一つの行為区域とする。

- ①それぞれの雨水浸透阻害行為（以下行為）者が同一かどうか。
- ②それぞれの行為区域が隣接<sup>※1</sup>しているかどうか。
- ③それぞれの行為時期が同時<sup>※2</sup>または連続<sup>※3</sup>で行われるかどうか。
- ④それぞれの開発の目的<sup>※4</sup>が同じかどうか。
- ⑤構造を共有する<sup>※5</sup>かどうか。
- ⑥開発後に土地の権利等が申請者の手から離れる<sup>※6</sup>かどうか。

##### 【解説】

公平性の確保のため、一連性の判断基準を示した。

なお、行為者が複数いる場合の許可申請はいずれかの申請者かまたは連名で、行為区域全体で申請を行えばよい。

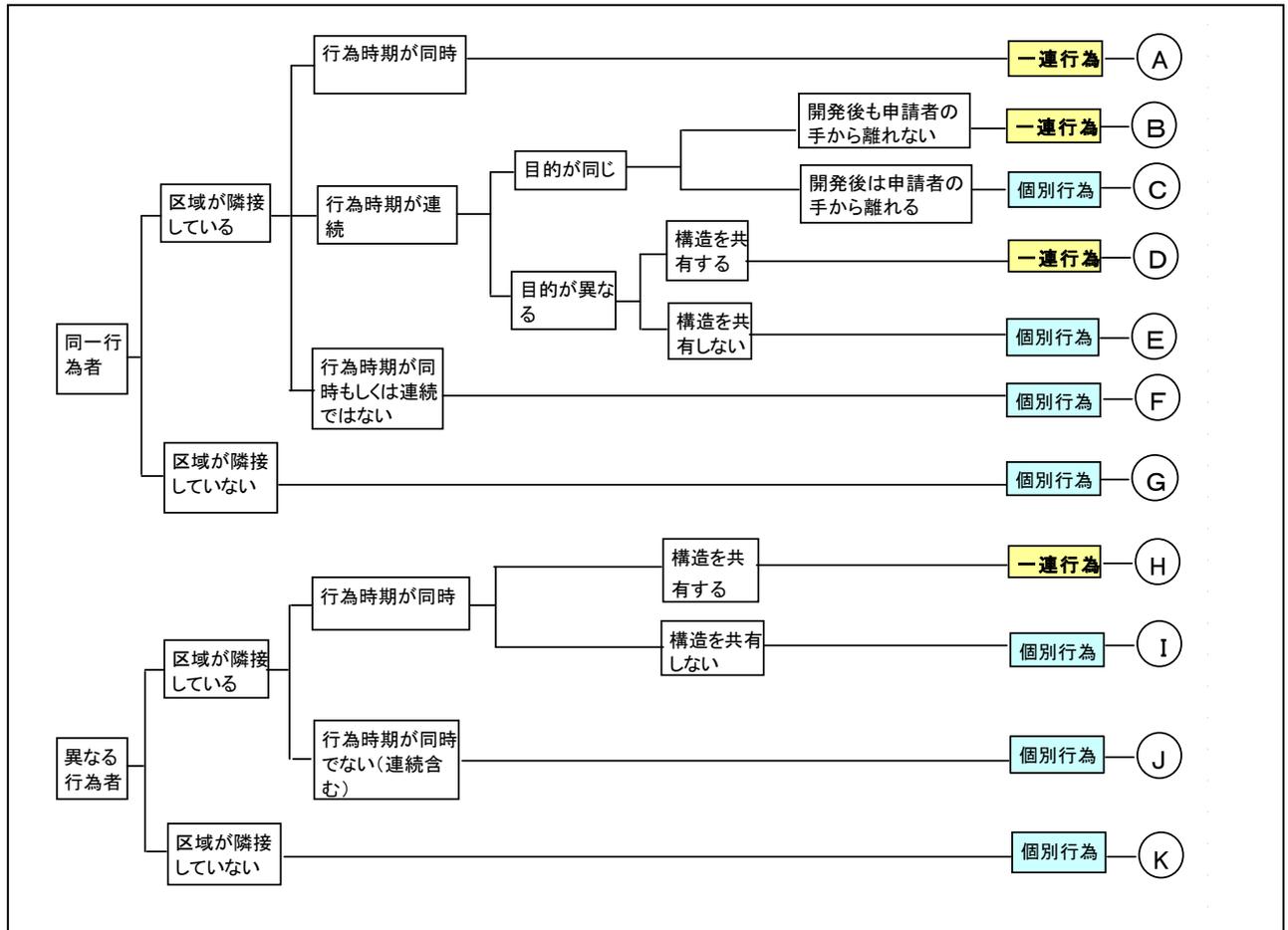


図2-5-1 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の一連性判断フロー図

【フロー図の補足説明】

※1「隣接」とは以下の場合を含む。

複数の「雨水浸透阻害行為の区域」が離れている場合においても、「雨水浸透阻害行為の区域」と「間に挟まれている土地」が一体的な土地利用の場合または専用通路など設けた場合は複数の「雨水浸透阻害行為の区域」は隣接しているものとする。



※既設と同一目的の場合に限る

※2 同時とは以下の場合を含む。

先行する工事(雨水浸透阻害行為)が完了する前に後続の工事を少しでも並行して行う場合は行為時期が同時とする。

※3 連続とは、先行する工事の完了後1年以内に後続(追加)の工事を行う場合

先行する工事の完了とは、許可等の手続きが必要な工事の場合は検査済証等の施行日を、手続きのない場合は対象工事が完了した日を表す。

後続の工事の開始は、施工者が現地で実際に工事を始める日を表す。

完了後1年以内とは、仮に、H20.7.1に先行工事が完了した場合、H21.6.30以前を表す。

また、後続(追加)の工事区域が 500 m<sup>2</sup>以上の場合、「後続(追加)の工事を行う場合」を「後続(追加)の工事を着手する場合」として読み替える。

※4 開発の目的が同じ場合と異なる場合の例を以下に示す。

【目的が同じ例】・Aさんの経営する賃貸共同住宅を複数棟建築する場合

- ・B社の工場とその駐車場(事務所、関連する工場、社員寮等)
- ・C社のa区域の宅地分譲とb区域の宅地分譲
- ・Dさんの住宅(母屋)と離れ
- ・E 法人の病院の従業員駐車場と患者や来客用の駐車場

【目的が異なる例】・Aさんの経営する賃貸共同住宅とAさんの住む個人住宅

- ・C社の宅地分譲と賃貸共同住宅
- ・Dさんの住宅と貸し駐車場
- ・Fさんの賃貸共同住宅と貸し駐車場

※5 構造を共有する場合の例を以下に示す。

- ・一方の開発敷地からの乗入れを共有する場合
- ・公益施設を共有する場合(駐車場、駐輪場、ゴミ置場、プロパンガス庫等)

※6 開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるとは、宅地分譲の様に開発が完了した後に、申請者(開発者)から購入者に土地の権利等が替わるもの。

### 2-5-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断

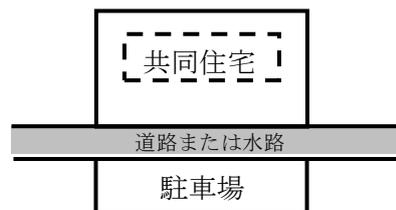
既設道路や既設水路を挟んだ場合は図2-5-2により一連性の判断をする。

#### 【解説】

各雨水浸透阻害行為間の雨水の流入や工事完了後の管理者により判断する。

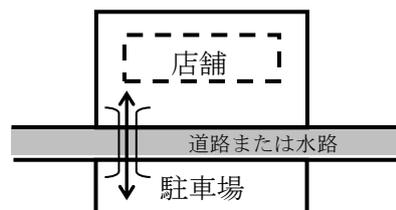
(i) 既設の道路や水路を挟んで開発を行う場合、別区域として扱います。

右図の場合、共同住宅、駐車場それぞれで雨水浸透阻害行為面積が 500 m<sup>2</sup>以上かどうか判断します。(道路や水路は別管理者の場合に限る)



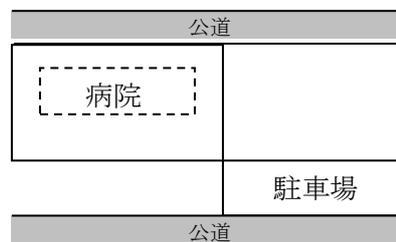
(ii) 橋梁など専用の道路により連続性が確保された場合、一体として扱います。(道路は道路法道路以外も含む)

右図の場合、店舗と駐車場を一体として雨水浸透阻害行為面積を算定します。

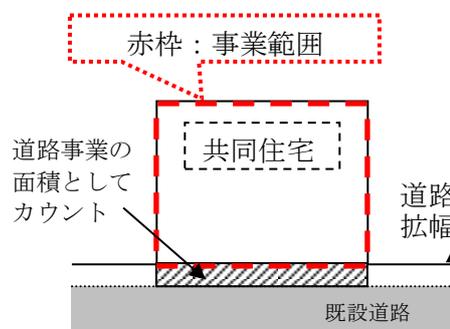


(iii) 接している場合は、一体として扱います。

右図の場合、病院と駐車場を一体として雨水浸透阻害行為面積を算定します。



(iv) 既設道路の拡幅や、水路の付け替えについて、承認工事または都市計画法39条に基づく場合、別事業として区域から外すことも可能です。なお、別事業(区域)としても、単独で雨水浸透阻害行為が 500 m<sup>2</sup>を超える場合は、申請が必要となります。この場合、対策施設を道路区域を含めて一体で計画する場合は、全体区域が行為区域となります。



(v) ①、②、③の3区域は(i)より別区域として扱う。

④既設道路の拡幅を伴う場合は、①、②、③と④は別事業として個々に面積を集計し、阻害行為面積が 500 m<sup>2</sup>以上であれば許可が必要。ただし、④の道路区域内に対策施設が設置できない場合で、①の区域とあわせて計画する場合は、①と④を一体の区域として扱います。

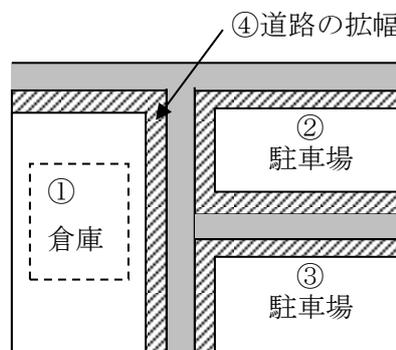


図2-5-2 道路や水路を挟んだ場合の判断について

## 2-6 土地利用形態の判断と流出係数

### 2-6-1 土地利用形態の判断

土地利用区分の判断は、特定都市河川流域指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び現地写真、航空写真等により総合的に判断する。

#### 【解説】

登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していないこと、法律、政令で規定する宅地等の区分と合致しないことから、登記簿は参考として総合的に判断する。

※2-6-1-1 **カ**

### 2-6-2 行為前の宅地の範囲

行為前の宅地の範囲の判断については、既存の建物が存在する場合には、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、2-6-4に示す土地利用区分毎に面積を求める。

なお、現況で建物が無い場合でも、当該土地に過去に建物が建っていたことを証明できる場合には、建物が存在する場合と同様に取扱う。

※2-6-2-1

#### 【解説】

「宅地」については、「第1章 総則 1-2用語の定義」で定義されたように、建物の他、駐車場や庭などを含んだ、「建物の用に供するための土地」であるため、単に建物面積だけでなく、建物と共に利用する部分を算出する必要がある。

だが、宅地に含まれる建物以外の土地の面積は画一に規定できないため、建築確認申請書の敷地面積の範囲を「宅地の範囲」とすることを基本とする。既存の建物の建築確認申請書が明示できない場合は、表2-6-1の手順により、「宅地」の面積算出を行い「宅地の範囲」を図に示す。

計画地が現在、更地の状態であっても、過去に建物が建っていたことが証明できる場合は、宅地区域の算定は既設建物がある場合と同様、表2-6-1の手順で行う。

なお、この場合、既設建物は過去の建物と読み替えて算出を行うこととし、過去の建物面積は航空写真や固定資産証明書記載の面積等を利用することが可能である。

※2-6-1-1 ガイドラインP.54

※2-6-2-1「宅地」の定義については、ガイドラインp.53,54において、「過去において建物に供されていたことが、明らかな土地」も「宅地」として取り扱うこととしている。既に撤去した建物を取り扱うことから、現地写真等の見目で判断できない「概念的」なものが「宅地」である。そのため、公平性、明確性を担保する「宅地」判断基準として、「建築確認申請書の敷地面積の範囲」を宅地とした。

「宅地」は見ただけで判断できない「概念」であるため、最初に「宅地の範囲」を図上に設定する。

なお当然、行為後の宅地の範囲は、計画建物の「建築確認申請書の敷地面積の範囲」である。

表2-6-1 行為前の宅地面積の算定手順

<p><b>STEP1</b></p>	<p>既存建物に関する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇建築確認申請書に示された「敷地面積」</li> <li>◇都市計画法に基づく開発許可申請書に示された「開発区域の面積」</li> <li>◇農地転用許可申請書※（又は届出書※）に示された面積</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ただし、転用目的が建築物の建築に係るものに限る。</p> <p>を宅地の範囲とする。（該当する書類を添付のこと）</p>
<p><b>STEP2</b></p>	<p>STEP1 で宅地の範囲が明示できない場合、以下の方法により算出する。ただし、計画にて存置する建物は除く。</p> <p style="text-align: center;"><b>宅地面積＝建物面積◆×宅地係数◆◆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物面積：建築面積、床面積、屋根面積のいずれか</li> <li>◆◆宅地係数：工事区域が、500～1,000 m<sup>2</sup>未満の場合 <u>3.0</u>、1,000 m<sup>2</sup>以上の場合 <u>2.0</u>） （敷地面積等に対する宅地面積の比率を用いて簡易に算出）</li> </ul> <p>※宅地範囲は既存建物を含む一団の土地とし、宅地範囲を分割しないこと。また、既存の田畑を宅地にとりいれないこと。ただし、既存建物が点在し、かつ、土地利用が一体的に利用されていることが明らかな場合は、一体的に利用されている範囲内で宅地を分割してもよい</p>

表2-6-2 過去に建物があったことを証明する書類の例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事に伴い過去に提出した書類（図面も含む）</li> <li>・ 航空写真（国土交通省HPなど）・都市計画基本図(1/2500)</li> <li>・ 登記簿(全部事項証明書)又は固定資産証明書</li> </ul>
---

### 2-6-3 行為後の宅地の範囲

建物を計画する場合は、「工事区域」と「建築敷地」のうち面積の大きい方を宅地の範囲とする。ただし、「建築敷地」が計画にて存置する既存建築物を含む場合は、「工事区域」を宅地の範囲とする。

#### 【解説】

建物を計画する場合は、表2-6-3のとおりとする。

表2-6-3 建物計画における宅地の範囲の設定

建物を計画する場合は、次の①と②のうち面積の大きい方を宅地の範囲とする。

#### ① 「工事区域」

例1) 建物のみ建築し、土地は改変しない場合・・・・・・・・工事区域は建物部分

例2) 建築、舗装、外構など建物と併せて整備・・・・・・・・工事区域は整備エリア全体  
(既設の撤去工事は除く)

※ただし、②建築敷地外の整備エリアにおいて、流出係数を増加させない工事範囲は工事区域の対象としない。

#### ② 「建築敷地」

※建築敷地とは、建築確認申請にあたり、申請図書に示す敷地（建築物の敷地）を表す。

### 2-6-4 土地利用区分と流出係数

土地利用形態の区分（土地利用区分）及び流出係数は、表2-6-4のとおりとする。

#### 【解説】

土地利用形態の区分及び形態ごとの流出係数は、平成16年国土交通省告示第521号による。土地利用形態ごとの定義はガイドラインによる定義を基本とした。

※2-6-4-1 **省ガ**

表 2-6-4 土地利用区分（1）

土地利用形態	流出係数	定義
①宅地	0.9	<p>宅地の定義は、次に掲げる建物(工作物を含む。以下同じ。)の用に供するための土地をいう。</p> <p>イ 現況において、建物の用に供している土地。</p> <p>ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。</p> <p>宅地の範囲は基本的に建築確認申請書の敷地面積の範囲とする。(登記簿「地目」はあくまでも参考扱い)</p> <p>※なお、太陽光発電の用に供している土地は宅地と判断する。</p>
②池沼 ③水路 ④ため池	1.0	<p>常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。なお、特定都市河川流域に指定以前に設置された防災調整池も含む。</p>
⑤道路 ⑥(法面)	<p>■0.9 (法面を有しない)</p> <p>■法面 (不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。)及び法面以外の土地(0.9とする。)の面積により加重平均。</p>	<p>一般の交通の用に供する道路(高架の道路及び軌道法(大正10年法律第76号)に規定する軌道を含む。)をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路かどうかを問わない。</p>
⑦鉄道線路 ⑧(法面)	<p>■0.9 (法面を有しない)</p> <p>■法面 (不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。)及び法面以外の土地(0.9とする。)の面積により加重平均。</p>	<p>鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲(高架の鉄道を含む。)をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。</p>
⑨飛行場 ⑩(法面)	<p>■0.9 (法面を有しない)</p> <p>■法面 (不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。)及び法面以外の土地(0.9とする。)の面積により加重平均。</p>	<p>飛行場は空港、ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。)をいう。</p> <p>(ターミナル、格納庫、事務所、滑走路、エプロン、芝等)</p>
⑪不浸透性の材料に覆われた土地(法面以外)	0.95	<p>○舗装された土地</p> <p>コンクリート等の不浸透性の材料<sup>*</sup>により覆われた土地(法面を除く。)</p> <p>※一面を覆い、蓋がされるものが対象</p>
⑫不浸透性の材料に覆われた法面	1.0	<p>○舗装された土地</p> <p>コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面。</p>
⑬排水施設が整備されたゴルフ場	0.5	<p>排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。(排水平面図等確認のこと)</p>

表 2-6-4 土地利用区分（2）

土地利用形態	流出係数	定義
⑭排水施設が設置された運動場その他これに類する施設	0.8	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。 (野球場、陸上競技場、サッカー場等)
⑮締め固められた土地	0.5	運動場、資材置き場、未舗装駐車場など、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（⑬及び⑭に掲げるものを除く。）をいう。 その他、「公園の多目的広場」や「既設の庭の芝生など」、車両が駐車できるような状態であれば締め固められた土地とする。 穴あきの植生ブロックや樹脂パレットの敷設も含まれる。
⑯山地	0.3	平均勾配が10%以上の土地（①から⑮、⑰、⑱-1及び⑱-2に掲げるものを除く。）をいう。）
⑰人工的に造成され植生に覆われた法面	0.4	人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。 土地利用は法面のみとし、兼用の場合は別として扱う。 平均勾配が10%以上の土地 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等）
⑱-1 林地・原野	0.2	平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（①から⑮、⑰及び⑱-2に掲げるものを除く。）をいう。
⑱-2 耕地	0.2	耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。田・畑など示す。  また、花壇や植栽帯など通常、人や車の出入りがなく、ほぐした状態が維持される場所であれば、耕地扱いとする。  なお、公園や庭の「芝生（広場）」も「計画」において、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となつて、維持されるものについては、耕地として扱うことも可能。 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等必要）

<留意事項>

1. 宅地は、建物等と庭園、駐車場等その附属施設を含めて宅地と判断する。  
宅地の区域については、現況(過去)と計画において判断が異なり、詳細は、2-6-2、2-6-3を参照。
2. 池沼、水路及びため池については、堤防等一体として考えられる範囲を一括して設定する。
3. 道路（高架道路を含む。）は、行為区域内の路肩から路肩までの範囲（歩道又は植栽帯がある場合はこれらを含む。）について道路（法面を有しないもの。）の流出係数を適用する。舗装・未舗装にかかわらずない。
4. 鉄道は、駅舎、付属施設及び路線の敷地すべてが含まれる。
5. 飛行場は、滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、着陸帯、ターミナル施設、芝等の敷地の範囲が含まれる。
6. ゴルフ場及び運動場は、排水施設(暗渠等)の集水区域を対象として設定すること。
7. 未舗装駐車場とは、不浸透性の材料に覆われた物以外の状態のことをいう。（例：碎石舗装は未舗装）

2-6-5 土地利用形態と許可対象行為の判断のまとめ

表2-6-5 雨水浸透阻害行為許可対象行為判断表

【雨水浸透阻害行為 許可(申請)対象の行為判断表】

		行為前の土地利用形態														
		宅地等(別表1)							舗装(別表2)		その他(別表3)			別表4(別表1から3以外)		
		宅地	池沼	水路	ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート(法面除く)	コンクリート(法面)	ゴルフ場	運動場	ローラーを用いて締固	山地	補生法面	林地、耕地、原野
		0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20
行為後の土地利用	宅地等(別表1)	宅地	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		0.90	-0.10	-0.10	-0.10	0.00	0.90	0.00	-0.05	-0.10	0.40	0.10	0.40	0.60	0.50	0.70
		池沼	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		1.00	0.10	0.00	0.00	0.10	0.10	0.10	0.05	0.00	0.50	0.20	0.50	0.70	0.60	0.80
		水路	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		1.00	0.10	0.00	0.00	0.10	0.10	0.10	0.05	0.00	0.50	0.20	0.50	0.70	0.60	0.80
		ため池	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		1.00	0.10	0.00	0.00	0.10	0.10	0.10	0.05	0.00	0.50	0.20	0.50	0.70	0.60	0.80
		道路	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
	0.90	0.00	-0.10	-0.10	-0.10	0.00	0.00	-0.05	-0.10	0.40	0.10	0.40	0.60	0.50	0.70	
	鉄道線路	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
	0.90	0.00	-0.10	-0.10	-0.10	0.00	0.00	-0.05	-0.10	0.40	0.10	0.40	0.60	0.50	0.70	
	飛行場	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
	0.90	0.00	-0.10	-0.10	-0.10	0.00	0.00	-0.05	-0.10	0.40	0.10	0.40	0.60	0.50	0.70	
	舗装(別表2)	コンクリート(法面除く)	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号
		0.95	0.05	-0.05	-0.05	-0.05	0.05	0.05	0.05	-0.05	0.45	0.15	0.45	0.65	0.55	0.75
		コンクリート(法面)	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号
	1.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.05	0.00	0.50	0.20	0.50	0.70	0.60	0.80	
	その他(別表3)	ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号
		0.50	-0.40	-0.50	-0.50	-0.50	-0.40	-0.40	-0.45	-0.50	-0.30	0.00	0.20	0.10	0.30	
運動場		A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	
0.80		-0.10	-0.20	-0.20	-0.20	-0.10	-0.10	-0.15	-0.20	0.30	0.50	0.40	0.60			
ローラーを用いて締固	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号		
0.50	-0.40	-0.50	-0.50	-0.50	-0.40	-0.40	-0.45	-0.50	0.00	-0.30	0.20	0.10	0.30			
別表4(別表1から3以外)	山地	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D	
	0.30	-0.60	-0.70	-0.70	-0.70	-0.60	-0.60	-0.65	-0.70	-0.20	-0.50	-0.20	-0.10	0.10		
	補生法面	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D	
	0.40	-0.50	-0.60	-0.60	-0.60	-0.50	-0.50	-0.55	-0.60	-0.10	-0.40	-0.10	0.10	0.20		
林地、耕地、原野	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D		
0.20	-0.70	-0.80	-0.80	-0.80	-0.70	-0.70	-0.75	-0.80	-0.30	-0.60	-0.30	-0.10	-0.20			

分類番号

- A** : 従前の土地利用が“宅地等”であり、法第9条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- B** : 法第9条、令第6条第2項に該当する行為のため、許可(申請)不要
- C** : 法第9条第1項第3号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- D** : 法第9条第1項各号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- 1号** : 法第9条1項第1号に該当する行為のため、**許可(申請)必要**
- 2号** : 法第9条1項第2号に該当する行為のため、**許可(申請)必要**
- 3号** : 法第9条1項第3号に該当する行為のため、**許可(申請)必要**

セルの凡例

分類番号  
fの増分

## 2-7 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について

## (1) 基本的な考え方

対策工事は、雨水浸透阻害行為区域内又は当該区域に隣接して行う事を原則とすること。

対策工事により、河川流域、下水道の排水区域等（以下この項において「排水区域等」という。）の変更が行われていないことを原則とすること。

対策工事は、基準降雨が生じたときの行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。）における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の最大値について、行為前の行為区域の土地利用状況に応じた流出雨水量に比べて増加することのないよう抑制するものであること。また、このとき雨水貯留浸透施設からの放流量について、放流先の河川、下水道等の能力に関連する許容放流量を設定してはならないこと。

ただし、他法令上の規制がかかる場合にはこの限りではないこと。

## (2) 対策工事の施行箇所について

やむを得ず対策工事を雨水浸透阻害行為と離れた箇所で行う場合には、次に掲げる事項が遵守されていることを標準とすること。

① 雨水浸透阻害行為区域と対策工事を行う箇所の間を含め、関連する河川、下水道等の管理者との調整が整っていること。

② 対策工事の集水区域には雨水浸透阻害行為区域を含むこと。

ただし、地形地質法の制約及び事業の特性により、これらにより難しい場合は、申請者及び関係部局と流域の治水安全度を確保することを前提として十分調整を図ること。

## (3) 排水区域等の変更

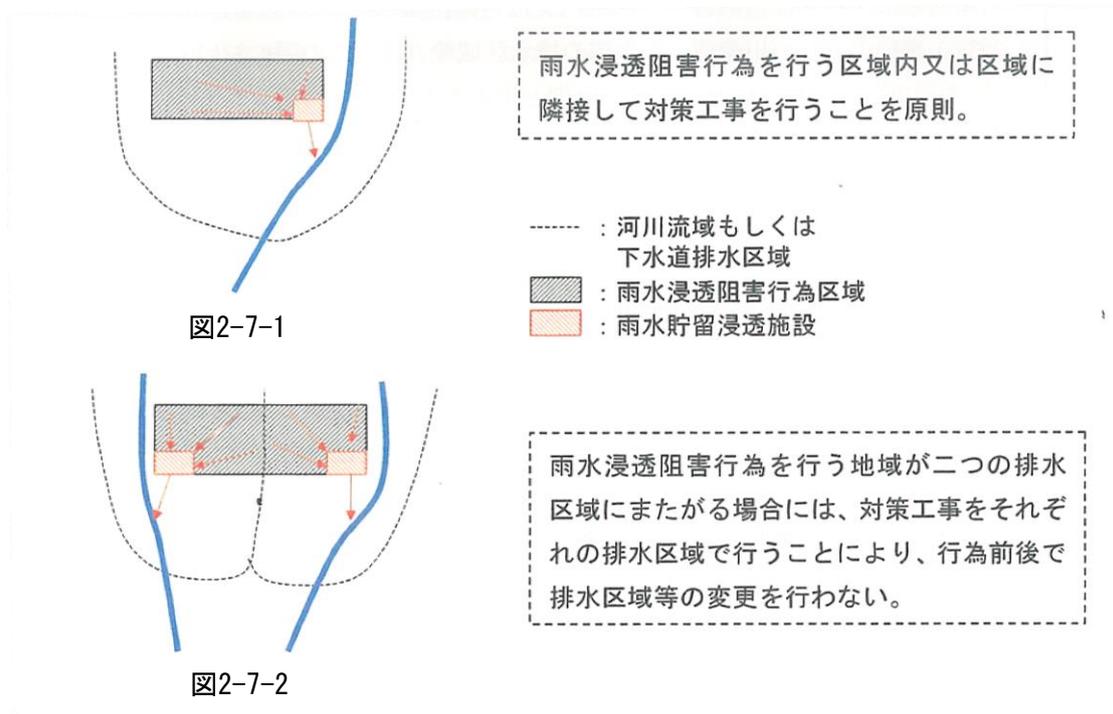
やむを得ず排水区域等の変更を行う場合は、関連する河川又は下水道等の管理者との調整が整っていること

## 【解説】

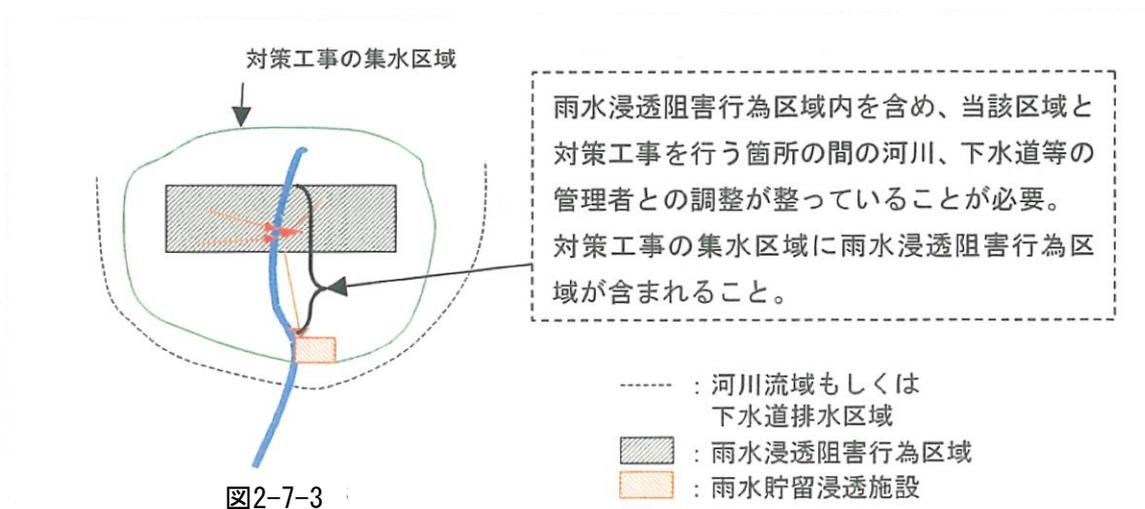
(1) 対策工事は雨水浸透阻害行為による雨水流出の増加を防ぐ目的で実施されることから、当該区域内又は当該区域に隣接して行うことを原則（図 2-7-1）とし、対策工事により排水区域等の変更、すなわち、従前からの雨水の流出先の変更が行われると、変更により新たに雨水が流出することになる河川、下水道等の治水安全度が低下することも想定されるため、対策工事により、行為前後において排水区域等の変更が行われていない（図 2-7-2）ことを原則とする。

対策工事の基本的な考え方は、雨水浸透阻害行為前後における流出雨水量の増加を抑制することにあり、この流出雨水量とは降雨が地下に浸透せず地表面を流下して行為区域の末端に流出してくる量をいう。流出雨水量は雨水浸透阻害行為の前後における土地の利用形態に応じて変化するため、土地利用の変化による最大流出量を行為後において、行為前以下までに抑制するものである。したがって、雨水貯留浸透施設からの許容放流量は、雨水浸透阻害行為の前後で行為区域からの流出雨水量が増加することのないよう設定するものとする。放

流先の河川、下水道等の受入れ可能な流量等に基づき、雨水貯留浸透施設の許容放流量を設定することは、本法の趣旨である。雨水浸透阻害行為の前後における行為区域からの流出雨水量の増加抑制を意味しないことから、このような設定をしてはならない。



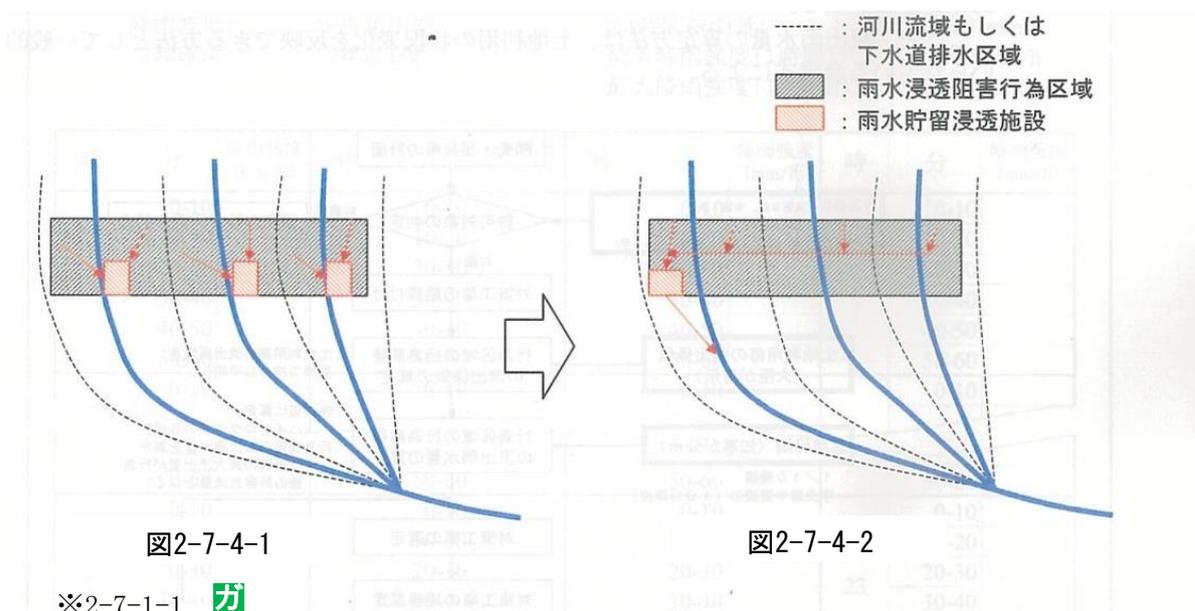
(2) (1) に掲げる原則を外れ、対策工事を雨水浸透阻害行為と離れた箇所で行う場合には、雨水浸透阻害行為により行為区域からの流出雨水量が変化することを踏まえ、雨水浸透阻害行為区域と対策工事を行う箇所との河川、下水道等の管理者と調整が整っていることが必要である。



また、対策工事の目的は雨水浸透阻害行為により増加する流出雨水量の抑制であることから、対策工事の集水区域には雨水浸透阻害行為が含まれることが必要である。

地形地質上の制約及び事業の特性により②の条件を満足することができない場合には、流域の治水安全度を確保することを前提として、申請者及び関係部局で十分調整を図る必要がある。

(3) 小規模な谷地形が連続する地域における道路事業等の実施に伴う対策工事を計画する場合等に図 2-7-4-1 に示すような流域毎に雨水貯留浸透施設を設ける対策工事に代えて、やむを得ず図 2-7-4-2 に示すような対策工事により排水区域等の変更が行われる場合には、行為前の排水形態や下水道計画等を踏まえ、当該集水区域等を大きく変更しないことが望ましく、申請者に事前に関連する河川又は下水道管理者等と十分に調整を行うよう指導することが必要である。



2-8 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置

ひとつの雨水浸透阻害行為の行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶときの許可の事務は、次に掲げる事項によること。

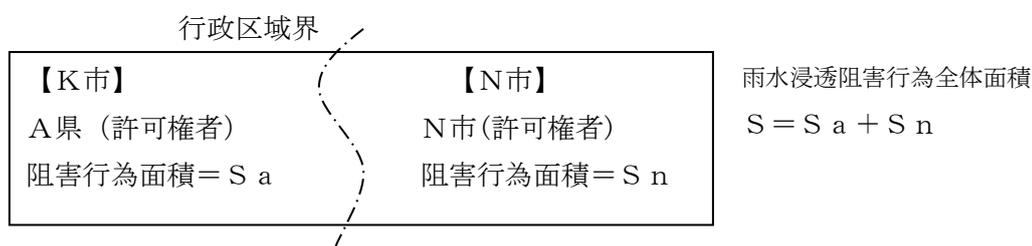
(1) 雨水浸透阻害行為の全体の行為面積が1,000㎡以上の場合

- ① 雨水浸透阻害行為が複数の行政区域にまたがる場合は、許可申請はそれぞれの行政区域の許可権者に対してなされるものであること。
- ② 各許可権者に提出される申請書の内容は、同一のものとし、複数の許可権者の行政区域にまたがる雨水浸透阻害行為のすべての内容を網羅したものであること。
- ③ 許可権者は、あらかじめ調整の上、ひとつの許可権者が窓口となり関係する許可権者に申請書を送付する等、申請者の負担軽減に努めること。
- ④ 許可の判断は、各許可権者が独立して行うものであるが、あらかじめ調整の上、ひとつの許可権者が窓口となり調整を図り申請者の負担軽減に努めること。

(2) 雨水浸透阻害行為の全体の行為面積が1,000㎡未満の場合であって、かつ、許可規模要件が令第5条ただし書の規定により都道府県、指定都市等、事務処理市町村(以下「都道府県等」という。)の条例で引き下げられている場合

- ① 各都道府県等の行政区域内における雨水浸透阻害行為の面積(以下この項において「個別行為面積」という。)が引下げ後の許可規模要件(500㎡以上1,000㎡未満)に照らして、許可を要する場合に限り、当該許可の許可権者に対して申請がなされれば足りること。
- ② 個別行為面積が当該条例により引き下げられた規模未満のものについては許可申請の必要はないこと。
- ③ 申請書の内容は、複数の行政区域にまたがる雨水浸透阻害行為の内容全体ではなく、許可権者の行政区域に限ったもので足りること。

※2-8-1-1 **カ**



	S (計)	$S_a$	$S_n$	許可権者
ケース①	1200 ㎡	800 ㎡	400 ㎡	A市、N市
ケース②	900 ㎡	600 ㎡	300 ㎡	A市のみ

図 2-8-1 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の許可権者

## 2-9 雨水浸透阻害行為変更許可

### 2-9-1 変更の許可等（法第16条変更許可、変更届）

雨水浸透阻害行為の許可を受けた後に、申請した事項の変更をしようとする場合は、変更許可を受けなければならない。

また、軽微な変更の場合は、届出をしなければならない。

#### ※2-9-1-1 **法解**

##### 【解説】

「変更の許可」については、雨水浸透阻害行為の場合、その行為対象となる土地の面積等を変更した場合、雨水の流出量が変化することから、その変更に合わせて必要な雨水貯留浸透施設の規模も変更しなければならない。許可を受けた雨水貯留浸透施設の規模等を変更する場合はあらためて変更許可の申請が必要である。 ※2-9-1-2 **解**

また、届出が必要な軽微な変更の内容は、「**工事の着手予定日又は完了予定日の変更**」である。 ※2-9-1-3 **省**

### 2-9-2 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為（法第18条許可）

完成後の雨水貯留浸透施設に対する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者はあらかじめ許可を受けなければならない。

#### ※2-9-2-1 **法解**

##### 【解説】

基本的に、対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為は禁止されており、雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となる。

---

※2-9-1-1 法第16条、解説p. 84

※2-9-1-2 解説p. 99

※2-9-1-3 省令第14条

※2-9-2-1 法第18条、解説p. 92